

議第 33 号

令和3年度 近江八幡市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度近江八幡市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和4年3月2日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	安土町総合支所庁舎整備事業	3,402
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	4,565
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	618,223
3 民生費	1 社会福祉費	介護施設等整備事業	129,920
3 民生費	2 児童福祉費	児童手当支払事務事業	2,090
6 農林水産業費	1 農業費	担い手育成支援事業	35,632
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業	96,994
7 商工費	1 商工費	観光地域振興無電柱化推進事業	49,020
8 土木費	2 道路橋りょう費	国庫補助市道改良事業	110,562
8 土木費	4 都市計画費	新エネルギーパーク整備事業	66,992
10 教育費	2 小学校費	小学校運営事業	16,200
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	31,733
10 教育費	3 中学校費	中学校運営事業	6,750
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	18,703
10 教育費	5 社会教育費	指定文化財保存事業	5,000
10 教育費	5 社会教育費	安土文芸の郷公園施設長寿命化整備事業	35,446
合 計			1,231,232

提案理由

総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費及び教育費において、明許繰越が発生するため、翌年度に使用できる経費を繰越明許費として追加する。